

「静岡県の授業づくり指針」の活用に係る研究

総合支援課 小中学校班・高校Ⅰ班・高校Ⅱ班

研究の概要

総合教育センターは、各学校にとって「確かな学力」の育成に向けた魅力ある授業づくりに取り組むための「指針」となるよう、平成23年度に「静岡県の授業づくり指針」を公開した。本研究は、その「指針」の一層の普及を図るとともに、効果的な運用のための啓発を目指すことを目的とする。「指針」は、本県の子どもの実態を踏まえ、学習指導要領を具体化し、学校における魅力ある授業づくりを支援するものである。したがって、その効果的な活用方法や先進的な事例等を研究し、学校に周知することは、教員の授業づくりに結び付くものと考え、研究仮説を「「静岡県の授業づくり指針」を用いて学習指導要領の趣旨、小・中・高の系統性を理解することで、授業改善や教員の資質向上を図ることができる。」とし、研究を進めた。

研究方法として、学校訪問や研修の際に「指針」を用いて指導・助言や講義・演習を行うことにより、授業改善に効果的な活用方法を提案した。その後、学校や研修員に対し、活用状況等を調査し、その効果を検証した。また、教科等指導リーダーと協働し、効果的な活用事例や教材の開発を行った。さらには、教科指導者が所属する大学において、教職を目指す大学生を対象に、教科指導者やセンター指導主事が「指針」を用いた授業を行い、教員養成の視点での活用を探った。研究最終年度の平成26年度は、各教科におけるポイントや先進的な事例等を具体的に示した「追加資料」を作成し、各研修において活用した。

本研究により、全ての教科において、研修・訪問を通して「指針」の活用について周知することができた。特に5年経験者研修では、その有効性についてアンケート調査によって検証している（平成24・25年度）。また、学力検証委員会や教育政策課による調査（平成24年度）においても、同様の成果を得ている。つまり、各教科において、学習指導要領に基づく身に付けさせたい力を明確にし、児童生徒の実態に即した単元を構想したり、単位時間の授業を構築したりする上で、「指針」の活用が有効であり、結果として授業改善が図られたと考えられる。また、学生にとって、「指針」で示した学習指導要領の具体や学習指導における基礎知識は、その後の授業観の形成に有効であったと考える。すなわち、「指針」の活用が、教員を志す学生の授業づくりに対する意識を向上させることに効果があったといえよう。

今後も「指針」が更なる授業改善の一助となるよう、効果的な活用の在り方を探っていきたい。